

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> <a href="#">(随意契約理由番号)</a>	WTO
1	令和5年度 大阪市胃がん検診(胃部エックス線検査)画像等確認用端末等 保守・点検業務委託	07 医療・理化学機器保守等	コニカミノルタジャパン株式会社	4,400	R6.2.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	環境科学研究センター(一元化施設南館)特殊ガス装置保守点検業務委託	07 医療・理化学機器保守等	近畿医療設備株式会社	154,000	R6.2.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
3	イオンクロマトグラフ装置保守点検業務委託	07 医療・理化学機器保守等	株式会社ジェイ・サイエンス関西	440,000	R6.2.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
4	結核菌検査(喀痰検査)業務委託(概算契約)長期継続	13その他代行	株式会社福山臨床検査センター	19,250	R6.2.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	別紙のとおり	-
5	精神障がい者地域生活移行推進事業業務委託(R5-6)(概算契約)	13その他代行	社会福祉法人 日本ヘルンケラー財団	381,612	R6.2.6	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
6	大阪市保健所感染症対策課執務室(船場センタービル)返還にかかる電子錠一部撤去業務委託	13その他代行	株式会社クマヒラ	244,200	R6.2.21	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
7	LGWAN接続系利用パソコンの移設に伴う接続・疎通及び動作確認業務委託	10 情報処理	日信ITフィールドサービス株式会社	79,200	R6.2.27	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
8	総合福祉システム(現:住民基本台帳システム)端末等機器一式移設、接続・疎通及び動作確認業務委託	10 情報処理	株式会社大塚商会	220,000	R6.2.28	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
9	予防接種台帳システム端末機等機器一式移設、接続・疎通及び動作確認業務委託	10 情報処理	NECフィールディング株式会社	242,000	R6.2.28	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市胃がん検診（胃部エックス線検査）画像等確認用端末等 保守・点検業務委託

2 契約の相手方

コニカミノルタジャパン株式会社

3 随意契約理由

胃がん検診（胃部エックス線検査）の読影に使用する画像等確認用端末及び端末にインストールされた画像管理用ソフトウェアについては、コニカミノルタジャパン株式会社より買入しており、その保守・点検業務を他社と契約した場合、技術面の対応が不可能である。

以上のことから、本件について、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市 健康局 健康推進部 健康づくり課 成人保健グループ  
(電話番号 06-6208-9854)

## 随意契約理由書

1 案件名称

環境科学研究センター（一元化施設南館）特殊ガス装置保守点検業務委託

2 契約の相手方

近畿医療設備株式会社

3 随意契約理由

環境科学研究センターにおいては、環境保全に関する各種試験検査及び研究業務を行うため、メタンガス等の可燃性ガスを使用しており、各種検査機器・器具に安全・安定して供給するため、リンダーキャビネット及び可燃性ガス検知警報の特殊ガス装置を配置している。これらの正常な動作・機能を保持し、安全な作業環境を維持するため保守点検業務を行うものである。

今回保守点検を行う特殊ガス装置は千代田精機社製であり、近畿医療設備株式会社において大阪健康安全基盤研究所の一元化施設南館における千代田精機社製の特殊ガス装置の納入及び設置調整を施工しており、当所での保守を行う唯一の代理店とされている。

上記業者以外が実施した場合、不都合が生じた際に責任の所在が不明となり、著しく支障が出る恐れがあることから、本件業務を確実に対応できるのは、当該機器の納入及び設置調整を施工した同社のみである。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境科学研究センター 電話：06-6972-9020

## 随意契約理由書

1 案件名称

イオンクロマトグラフ装置保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社ジェイ・サイエンス関西

3 随意契約理由

イオンクロマトグラフ装置は、環境局からの依頼による大気汚染防止法に基づく微小粒子物質等の成分分析や、水道水質分析等の一般依頼検査にかかる塩化物イオン、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、塩素酸等の陰イオンの測定を行っているが、経年劣化による故障を未然に防ぐとともに性能を維持し、検査結果の正確性を担保するため保守点検を実施する必要がある。

本装置は精密分析機器であるため、保守点検の実施には訓練を受けた技術者による専門的な作業が必要となることから、業者への委託により実施する。

なお、この装置のメーカーは、サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社であり、その保守・修理についてはジェイ・サイエンス関西株式会社が維持管理業務の委託を受けており、ジェイ・サイエンス関西株式会社以外では当該装置の保守点検を行うことができないことから上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局環境科学研究センター（電話番号 06 - 6972 - 9020）

## 随意契約理由書

1 案件名称  
結核菌検査（喀痰検査）業務委託（概算契約）長期継続

2 契約の相手方  
株式会社 福山臨床検査センター

### 3 随意契約理由

本業務は、保健福祉センターや保健所において実施する接触者健診において結核の発病者、再発者の早期発見を目的に実施するものである。

上記契約相手方は、令和3年2月1日～令和6年3月31日までを契約期間とした本業務について、公募型比較見積により契約を締結し業務委託をしている業者である。

現在の契約期間は令和6年3月31日までであるが、抗酸菌培養検査の結果が出るまでに2か月かかるため、仕様書内で同年1月31日までに受領した検体について検査を行い、報告することとしている。

そのため令和6年2月以降に抗酸菌培養検査を含む検査依頼があった場合に備え同年2月1日からの契約が必要となるため、公募型比較見積案件として、令和6年1月9日案件公開、同月22日資格審査資料提出締切としていたが、参加者がいなかったため、不調となった。

新たな契約を締結しない場合、令和6年2月1日以降に受け入れる検体について喀痰検査を行うことができなくなり、結核発病者の発見の遅れにつながることで、結核の感染が市中に広がる可能性がある。そのため、検査業務については継続して行う必要がある。

この契約については、本来、公募型比較見積もりにより行うべきであるが、令和6年2月1日の事業開始までに公募型比較見積を実施する期間がないことから、次期業者決定までの必要期間について、準備期間が不要である契約履行中の同社と契約することが、業務の円滑な実施を確保するうえで有利であると認められるため、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署  
大阪市保健所感染症対策課結核グループ（電話番号 06-6647-0943）

## 随意契約理由書

1 案件名称 精神障がい者地域生活移行推進事業業務委託（R 5－6）（概算契約）

2 契約の相手方 社会福祉法人 日本ヘレンケラー財団

3 随意契約理由

本業務は、長期入院者（支援対象者）の病状、生活状況、帰住先、退院後のニーズ等に応じて、その支援業務内容が変化し、画一的な業務内容を定めることができないため、競争入札に適さないものであり、また、業務の履行に際して多数の契約相手方が必要となるものである。よって、予め定めた募集要項に基づき選定を行った上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号

5 担当部署

健康局健康推進部こころの健康センター（電話 06-6922-8520）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市保健所感染症対策課執務室（船場センタービル）返還にかかる電子錠一部撤去業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社クマヒラ

### 3 随意契約理由

本案件は船場センタービル内保健所執務室の既設電子錠のうち、今年度末に返還予定の感染症対策課執務室扉に設置している電子錠等を撤去するものである。

現在設置している電子錠は、上記業者が設置した入退室管理システムにより管理されているため、船場センタービル執務室電子錠の一部撤去を行う本事業は上記業者以外では技術面の対応が不可能であり、上記業者以外が実施した場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明になり、著しい支障がでる恐れがあることから、本件業務を委託することとし、特名により契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号：06-6647-0696）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
LGWAN 接続系利用パソコンの移設に伴う接続・疎通及び動作確認業務委託契約
- 2 契約の相手方  
日信 IT フィールドサービス株式会社
- 3 随意契約理由  
新型コロナウイルスワクチンの接種にあたって、すべての自治体は LGWAN 接続系利用パソコンを通じて、国のワクチン接種記録システム（VRS）に接種履歴を登録することで記録の管理を行っていた。そんな中、国からの通知により令和3年12月から追加で3回目接種を実施することが決定され当時の端末の台数では、とても対応できないため、急遽 LGWAN 端末を日信 IT フィールドサービス株式会社から購入し対応してきた。  
以降、LGWAN 接続系利用パソコンを使用し、接種履歴の登録等を行ってきたところであるが、今回、執務室の移転に伴い、上記 LGWAN 端末をあべのメディックス 10 階に移設する必要であることから、接続及び疎通・動作確認までを含めた手続きを委託するものである。  
このたび、対象となる LGWAN 端末は、上記業者からの購入時に5年間保守も同時に付帯させており、この保守期間中に何か不具合等が生じた場合は、保守対応窓口である上記業者が対応することとなるが、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になり、著しい支障が生じるおそれがある。  
よって、本業務委託は保守対応窓口である上記業者のみが受託可能業者となるものである。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署  
健康局保健所感染症対策課  
(電話番号 06 - 6647-0815)



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

総合福祉システム（現：住民基本台帳システム）端末等機器一式移設、接続・疎通及び動作確認業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社大塚商会

### 3 随意契約理由

今回移設対象となる住民基本台帳システム端末は、総合福祉システム端末を初期化して使用している端末であり、総合福祉システム用端末機等機器一式に関しては、令和2年1月から令和6年12月まで長期継続契約（60ヶ月）を富士通リース株式会社と行っている。

その端末機等機器の保守は、リース契約の中でアフターサービス・メンテナンス等の体制についての証明書により契約の相手方が委託している株式会社大塚商会が行うと定められているところである。

このたび、端末機器等の移設に係り、従来端末が設置されていたところの健康センターにおいてネットワーク及び電源への接続作業と移設後の疎通確認及び動作確認作業を行うこととなったが、通常、リース品に関しては、導入した状態で使用し続けることが原則となっており、設置後に移設することは考えられていない。そのため、移設を行った端末機等機器に関しては、移設後の保守を継続して受けられない。

これについては、既に締結している契約と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になり、著しい支障が生じるおそれがある。

よって、本業務委託契約は、総合福祉システム用端末機等機器一式のリース契約の契約相手が委託している端末保守業者のみが受託可能業者となる。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

健康局保健所感染症対策課

（電話番号 06 - 6647-0815）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
予防接種台帳システム端末機等機器一式移設、接続・疎通及び動作確認業務委託
- 2 契約の相手方  
NEC フィールディング株式会社
- 3 随意契約理由  
今回移設対象となる予防接種台帳システム端末機等機器一式に関しては、令和5年3月から令和7年12月まで長期継続リース契約を NEC キャピタルソリューション株式会社と行っている。  
その端末機等機器の保守は、リース契約の中でアフターサービス・メンテナンス等の体制についての証明書により契約の相手方が委託している NEC フィールディング株式会社が行うと定められているところである。  
このたび、端末機器等の移設に係り、新たな設置場所においてネットワーク及び電源への接続作業と移設後の疎通確認及び動作確認作業を行うこととなったが、通常、リース品に関しては、導入した状態で使用し続けることが原則となっており、設置後に移設することは考えられていない。そのため、移設を行った端末機等機器に関しては、移設後の保守を継続して受けられない。  
これについては、既に締結している契約と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になり、著しい支障が生じるおそれがある。  
よって、本業務委託契約は、接種管理システム用端末機等機器一式のリース契約の契約相手が委託している端末保守業者のみが受託可能業者となる。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署  
健康局保健所感染症対策課  
(電話番号 06 - 6647-0815)